

定額減税補足給付金(調整給付金)を支給

定額減税できる額が所得税額や住民税額を上回る方が対象

詳細



NEWS
01

国の決定に基づき、本年度実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税をしきれない方に対して、給付金を支給します。

詳細 専用コールセンター ☎050-3352-2002 (毎日9～18時。9月以降は平日のみ)

●定額減税できる額

- ・所得税…3万円×減税対象人数^{※1}
- ・住民税…1万円×減税対象人数^{※1}

※1 ①本人+②控除対象配偶者+③扶養親族(16歳未満を含む)。
②③は国外居住者を除く

●減税しきれない場合の例

- ・減税対象人数が4人
 - ・本人の本年分推計所得税^{※2}72,000円 … ①
 - ・本人の本年度分住民税24,000円 … ②
- ※2 国の算定ツールで、本年度分住民税の課税状況から推計

減税できる額

所得税：3万円×4人＝12万円 … ③

住民税：1万円×4人＝4万円 … ④

減税しきれない額

所得税：③－①＝48,000円 … ⑤

住民税：④－②＝16,000円 … ⑥

支給額 ⑤＋⑥＝64,000円

→7万円を支給(1万円単位で切り上げ)

●支給までの手続きや必要書類など

	送付書類と申請方法	支給時期
マイナポータルに公金受取口座を登録している方 ※口座の登録や変更の時期によって、最新の登録情報が反映されない場合があります	対象の方へ「支給のお知らせ」を発送。お知らせに記載されている公金受取口座への振り込みを希望する場合は手続き不要。振込口座を変更する場合は、8/16(金)までに専用コールセンターへ連絡の上、手続きが必要	8/27(火)、28(水) ※振込口座を変更する場合は支給時期が遅くなります
上記の登録をしていない方	8/8(木)から順次「確認書」を発送。 10/31(木) (消印有効) までに返送が必要	申請受け付け後、1カ月程度で支給

※対象と思われるのに「支給のお知らせ」や「確認書」が届かない方は、専用コールセンターへお問い合わせください

9/1(日)に北海道中央バス定期観光バス窓口が移転

札幌駅北口の定期観光バス乗り場の近くに移転します

NEWS
02

札幌駅の工事に伴い、現在JR札幌駅西コンコース内にある北海道中央バスの定期観光バス窓口が、札幌駅北口の定期観光バス乗り場の近くに移転します。

詳細 交通計画課 ☎211-2275



※北海道中央バス札幌駅前案内所(中央区北3西4日本生命札幌ビル敷地内)は移転しません

●移転する場所 新 9/1(日)からの窓口 旧 8/31(土)までの窓口

